

令和7年度 群馬県アート支援団体補助金 《募集要項》

【募集期間】

令和7年6月4日（水） ～ 令和7年6月20日（金） 17：00 必着

【申請方法】

1 申請書類の提出について

下記「お問い合わせ先」記載の宛先にメールにて御提出ください。

※メールの件名は、「群馬県アート支援団体補助金の申請」としてください。

※受信後に受信確認メールをお送りいたしますので、必ず御確認ください。

受信確認のメールが届かない場合は、お電話ください。

申請については、令和7年6月20日（金）の午後5時が期限となります。

提出書類に不備がある場合は、受理できませんので、余裕を持って御提出ください。

2 申請書類の入手について

申請に必要な書類は、群馬県の以下の URL からダウンロードしてください。

(URL) <https://www.pref.gunma.jp/page/653323.html>

【問い合わせ先】

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県 地域創生部 文化振興課 文化企画係

T E L : 027-226-2592

E-mail : bunshinka@pref.gunma.lg.jp

I 群馬県アート支援団体補助金について

1 事業の目的

この補助金は、条例に基づき、アート支援団体が行うアートを活用した地域活性化を図る事業に対し、その経費を助成することにより、新たな需要や高い付加価値を生み出すモデルを構築し、市場の開拓や他地域への展開を図ることで、ひいてはアート支援団体の育成及び発展につなげることを目的とする。

2 事業内容

(1) 補助事業

補助事業は、群馬県アート支援団体補助金交付要綱第3条の目的を達成するため、アート支援団体が行うアートを活用した地域活性化を図る事業で、他地域のモデルとなることが期待される事業とする。

なお、団体の通常の活動として行う公演・発表会・講習会等は除くものとする。

(想定される事業例)

- ・アーティスト・イン・レジデンス事業等を通じて、地域経済の活性化を促す事業
- ・アーティストの活動拠点づくりに資する事業
- ・アーティストの自立に資する事業 等

(2) 補助対象者

ア 群馬県内に主たる事業所を有するアート支援団体を対象とする。

この補助金において、「アート支援団体」とは、アートを活用した事業に取り組む団体又はアーティストの活動支援に資する団体であって、法人格を有するもの又はその他群馬県知事が適当と認めるものをいう。なお、その他群馬県知事が適当と認める団体については、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (ア) 定款、寄附行為に類する規約を有すること
- (イ) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (ウ) 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- (エ) 活動の本拠となる事務所等を有すること

イ アート支援団体は、自己又は自団体の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））
- (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (ウ) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (エ) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (オ) 自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (ク) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- (ケ) 法令違反、公序良俗に反する活動を行っている者

ウ アート支援団体の活動の主たる目的が、宗教又は政治的なものであってはならない。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業にかかる経費で下記のほか、アート支援団体補助金交付要綱別表1の通りとする。

(主な補助対象経費)

項目	内容
旅費	アーティスト等の交通費、宿泊費 等
会場費	会場使用料（付帯設備費、光熱水費を含む）、会場設営費 等
創作活動費	材料費、機材借料費、資材購入費、調査費、制作補助費 等
文芸費	運営スタッフ費、著作権使用料 等
謝金	リサーチ活動協力謝金、通訳謝金、出演謝金、会場整理員賃金 等
宣伝費	広告宣伝費、ウェブサイトでの告知用頁作成費 等
印刷費	チラシ・パンフレット・ポスター印刷費 等
運搬費	作品運搬費、車両借料（燃料代を含む。） 等
保険料	ボランティア保険、イベント保険等の保険料
委託料	専門的知識・技術を要する業者に外部委託した費用 （事業を委託するものは対象外）
諸経費	案内状送付料、記録費、通信費（通話料金等は対象外）、講師等の水分補給に必要な飲み物代 等

(対象外経費の例)

- ・ 弁当・食事に関する経費、交際費、レセプションやパーティーに係る経費、打ち上げ代、手土産代 等
- ・ コンクールや公募展に係る賞金、賞品代、記念品代 等
- ・ 航空・列車の特別料金（グリーン車、ファーストクラス等） 等
- ・ 当該事業の終了後に団体や個人の所有物及び実施地設備となるものに係る経費 等

- ・当該事業以外で使用する事務機器や事務用品に係る経費 等
- ・入場券販売手数料、支払振込手数料および印紙代 等
- ・団体の運営に関する経費（人件費、事務所の家賃等） 等

（４）補助金の額

補助金の支給は、２００万円を上限額とする。

（５）補助対象期間

交付決定日以降に開始し、令和８年２月２７日までに終了する事業

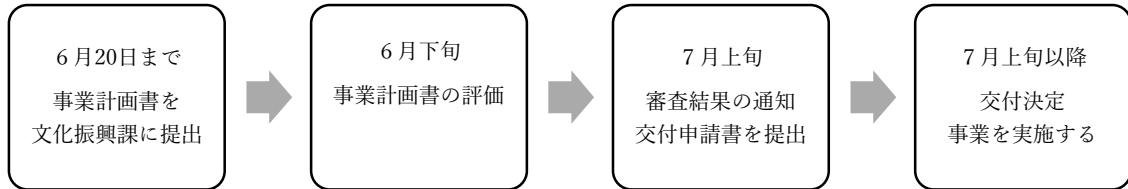
（６）その他

以下、「Ⅱ 申請手続等 １ 提出書類」において、補助事業計画書を３年分求めておりますが、これは初年度の申請事業が採択された場合、自動的に次年度以降の補助金交付を確約するものではありません。次年度以降は、前年度の実績内容を踏まえ、年度毎に交付の採否を新採します。

なお、同一事業者での補助対象期間は、最大３年間となります。

Ⅱ 申請手続き等

交付申請から補助金交付までの流れ



項 目	スケジュール
募集開始	令和7年6月4日
事業計画書提出期限	令和7年6月20日17時必着
審査	令和7年6月23日～6月30日（予定） ※詳細は「2 審査・交付決定」のとおり
審査結果の通知 交付申請書の提出	令和7年7月上旬

1 提出書類

期限までに、【別紙 1-1】補助事業収支予算書、【別紙 1-2】補助事業計画書を3年分作成し、団体概要がわかる資料とともに提出してください。

また、採択実績のある団体については、採択年度の補助対象事業の概要がわかる資料（イベントのパンフレット等）も提出してください。

申請に必要な書類は、群馬県の以下の URL からダウンロードしてください。

(URL) <https://www.pref.gunma.jp/page/653323.html>

2 審査・交付決定

群馬県アート支援団体補助金は、評価委員会による審査により、交付決定をする。

(1) 審査方法

申請が5者以下の場合はプレゼンテーション。申請が5者を超えた場合は1次審査として書面審査、2次審査としてプレゼンテーションを行います。

(2) 審査日等

ア 書面審査

(ア) 日 程：令和7年6月23日（月）～令和7年6月26日（木）（予定）

(イ) 審査方法：申請書類等をもとに書面審査を行います。

(ウ) 結果連絡：

- 申請が5者以下の場合：プレゼンテーションについて連絡します。

(令和7年6月23日(月)(予定))

- 申請が5者を超えた場合:申請者全員に1次審査の結果を連絡します。

(令和7年6月27日(金)(予定))

イ プレゼンテーション

(ア) 日程:令和7年6月30日(月)(予定)

(イ) 審査方法:オンラインでのプレゼンテーション、ヒアリング等による審査

(ウ) 結果連絡:令和7年7月1日(火)以降に個別に連絡します。

(3) 審査項目

審査項目	評価基準
新規性	・地域の資源を活用し、新たな需要や高い付加価値を生み出すモデルとなり得る事業であること
拡張性	・アート支援団体の育成につながる事業であること ・他地域への展開に発展しうる事業であること
継続性	・補助事業終了後も発展的に継続できる事業であること ・財源の確保に努めていること ・費用対効果の高い事業であること

3 事業の変更・廃止

補助金交付の決定を受けたアート支援団体(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、速やかにアート支援団体補助金変更(中止)承認申請書(様式4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助事業の目的、内容、実施方法等を著しく変更しようとするとき。

イ 補助事業の経費の配分を著しく変更(補助交付決定額の30%以上)しようとするとき。

ウ 補助事業を中止しようとするとき。

4 実績報告(補助事業の完了)

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた会計年度内の別に定める日までに、実績報告(様式5)を知事あて提出しなければならない。

5 補助金の交付

実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

6 その他

その他、募集要項に記載のない事項は、「群馬県アート支援団体補助金交付要綱」に定めることとする。

Ⅲ 問い合わせ先

お問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県地域創生部 文化振興課 文化企画係

電話：027-226-2592

FAX：027-243-7785

E-mail：bunshinka@pref.gunma.lg.jp